

事務連絡  
令和6年5月22日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及啓発・連携担当）  
こども家庭庁成育局安全対策課  
消防庁救急企画室  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室  
スポーツ庁健康スポーツ課  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課  
農林水産省農産局農産政策部  
技術普及課生産資材対策室  
経済産業省大臣官房総務課  
危機管理・災害対策室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
観光庁旅行業務適正化指導室  
気象庁大気海洋部業務課  
環境省大臣官房環境保健部企画課  
熱中症対策室  
環境省地球環境局総務課  
気候変動科学・適応室

令和6年度における熱中症対策について  
(周知及び依頼)

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年4

月に成立し、令和6年4月に全面施行されました（改正気候変動適応法の主な内容等については「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年2月28日環保安発第2402282号環境省大臣官房環境保健部長通知。以下「施行通知」という。）【参考1】を御覧ください。）。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されております。政府としては、改正気候変動適応法に基づき熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報等の運用を着実に実施していくとともに、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）【参考2】に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施します。

各都道府県におかれましては、下記の内容を踏まえ、熱中症対策の推進に努めていただくとともに、本事務連絡を貴管内の全ての市町村（特別区を含む。）に対して周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について

改正気候変動適応法において、「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに（通称：熱中症警戒アラート）、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました（通称：熱中症特別警戒アラート）。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートに関連して各地方公共団体に実施していただきたいことについては、施行通知においてお示したところです。令和6年度の熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートについては、令和6年4月24日から運用を開始しています【参考3】ので、施行通知を改めて御確認の上、改正気候変動適応法に基づく対応に遺漏なきようお願いいたします。

### 2. 庁内体制の整備・庁内各課室の連携強化について

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要であることから、地域の関係主体の関与が不可欠であり、熱中症対策実行計画において、地方公共団体の基本的役割を定めています（熱中症対策実行計画第1章3（2）「地方公共団体の基本的役割」参照）。その上で、熱中症対策に関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、関係部局が連携して対策を進めていくことが重要です。

「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」（令和5年6月23日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）【参考4】及び施行通知において依頼のとおり、地方公共団体においては、各地域の対策を強化するため、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策

の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いいたします。

### **3. 熱中症予防強化キャンペーンについて**

熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることが重要です。

政府は、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年度4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施することとしています。令和6年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしており、具体的な内容は、【参考5】【参考6】のとおりです。

地方公共団体においても、住民、特に高齢者等の熱中症弱者に対する熱中症予防行動の呼びかけや、事業者等における熱中症及び熱中症予防行動に関する理解の醸成を通じて、熱中症対策の推進に努めていただくようお願いいたします。

【参考 1】気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和 6 年 2 月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知）

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc\\_ccaa/20240228\\_doc01.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf)

【参考 2】「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月閣議決定）

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma\\_doc/20230530/ap\\_main.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf)

【参考 3】環境省報道発表（令和 6 年 4 月 16 日）：「熱中症特別警戒アラート」等の運用を開始します

[https://www.env.go.jp/press/press\\_03083.html](https://www.env.go.jp/press/press_03083.html)

【参考 4】「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」（令和 5 年 6 月 23 日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623\\_notice.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf)

【参考5】令和6年度熱中症予防強化キャンペーン

# 今夏の熱中症予防強化キャンペーン

## 令和6年4～9月の実施予定表

- ◆ 熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
国民全体	熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】						
	熱中症警戒アラート（気象庁との共同発表）・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】						
	エアコンの早期 試運転について 業界団体から呼びかけ 【事業者等】	熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】					
		熱中症による死傷労働災害件数を公表 【厚生労働省】	"節電にも配慮したエアコンの適切な使用"の普及啓発【経済産業省・環境省】				
		熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡 【厚生労働省・環境省】	大型ビジョンによる熱中症警戒アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】				
			新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】				
			梅雨明け・熱中症注意の普及啓発 【関係府省庁】	盛夏・熱中症最大注意の普及啓発【関係府省庁】			
				各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】			
		"エアコンの早期点検・使い方"について普及啓発【経済産業省・環境省・事業者等】	"水の週間"関連行事として打ち水の実施等による普及啓発【国土交通省】				
			天候等踏まえ適宜実施："災害時の熱中症対策" 【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】				
高齢者等 ・ 関係団体		熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第1弾） 【厚生労働省・環境省】	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣官房、厚生労働省、環境省】	熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第2弾） 【厚生労働省・環境省】			
		高齢者向けのコンテンツをSNS等を活用し発信【環境省】					
地方公共 団体等	地域における熱中症対策の先進的な取組事例集等の一層の周知【環境省】						
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象にした研修の実施【環境省】						
	熱中症特別警戒アラート発表時の伝達訓練 【環境省】	熱中症対策・体制強化の依頼発出【関係府省庁】					
		都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出 【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】	都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出 【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】				
学校・ スポーツの 管理者等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知 【文部科学省】	啓発動画の周知 【スポーツ庁】	都道府県・政令指定都市教育委員会学校体育主管課の指導主事（小学校・中学校）連絡協議会において注意喚起 【スポーツ庁】				
		熱中症事故防止について事務連絡 【スポーツ庁】					
		担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請 【文部科学省】			事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起 【文部科学省、スポーツ庁】		
		訪日外国人のための救急車利用ガイド 【消防庁】					
労働者 ・ 農業従事者	STOP!熱中症クールワークキャンペーン準備期間 【厚生労働省】	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】					
		MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】					
	熱中症予防等の啓発資料の作成 【農林水産省】	熱中症対策研修実施強化期間（都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進） 【農林水産省】					
	熱中症対策ステッカーの作成・送付 【農林水産省】	熱中症予防等に関するオンライン研修 【農林水産省】					

## 【参考6】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php#manual](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual)

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/enzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/nechu.html)

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>